

甲州市教育委員会交際費の支出基準及び公表に関する要綱

令和6年3月26日
教委告示第6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、甲州市情報公開条例（平成17年甲州市条例第7号）第21条の趣旨に則り、甲州市教育行政の円滑な執行を図るために甲州市教育委員会（以下「教育委員会」という。）を代表して行う外部との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の適正な執行を図るため、支出の基準及び公表に関して必要な事項を定めるものとする。

(支出の相手方)

第2条 交際費は、次に掲げる個人又は団体に対し、支出できるものとする。

- (1) 教育委員会の事業事務に直接関係のあるもの
- (2) 甲市の教育行政の伸展に顕著な功績があったもの
- (3) 災害又は事故等にあったもの
- (4) その他教育委員会が特に必要と認めたもの

(支出基準)

第3条 交際費の支出基準は、別表のとおりとする。

(留意事項)

第4条 交際費の執行は、地方自治法（昭和22年法律第67号）ほか関係法令及びこの要綱に従って厳正に行うとともに、必要最小限とし、社会通念上の常識と節度を逸脱することのないように留意する。

(公表)

第5条 交際費の公表は、次に掲げる事項について甲州市ホームページ上に掲載することにより、行うものとする。

- (1) 支出月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出金額
- (4) 支出先及び内容等

2 前項第4号に規定する情報にあっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び甲州市個人情報保護法施行条例（令和4年甲州市条例第19号）の規定に基づき、個人情報の保護に十分配慮するものとする。

附 則（令和6年 3月26日教委告示第 6号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

支出区分	内容	金額
弔慰	葬儀等における香典等に係る経費	1万円以内
見舞金	病気、災害等に係るお見舞い（他市町村等への災害等の見舞いを除く。）に係る経費	1万円以内
会費	会議、会合等の会費等に係る経費	会費相当額
祝金	総会、祝賀会、大会、式典等（飲食を伴うものに限る。）のお祝いに係る経費	5,000円又は実費相当額
懇談会費	教育行政上必要と認められる交際を目的とする懇談に係る経費	社会通念上妥当と認められる額
その他	その他の場合で、教育行政上必要と認められる交際として教育委員会が特に認めたものに係る経費	社会通念上妥当と認められる額